

臨時報告第10号様式

横浜刑発第74号

平成24年1月13日

法務省矯正局長
殿
東京矯正管区長

横浜刑務所長

(自殺事故) 報告

事 故 の 概 况	1 平成23年12月30日(金) 午後零時5分頃、横須賀刑務支所 (以下「[REDACTED]」という。)に収容中の (以下「事故者」という。)が [REDACTED] ところを勤務中の職員が発見したため、非常ベル通報した。	
	2 同通報により、直ちに職員が事故者居室に急行し、事故者に対して、AEDを使用し、心肺蘇生術を開始するとともに、同時12分、救急車の出動を要請し、同時41分、[REDACTED]に搬送し、同病院において救命措置が講じられたが、同日午後1時30分、同病院医師により死亡が確認された。	
事 故 の 状 況	1 発 生 年 月 日	平成23年12月30日(金)
	2 発 生 時 刻	午後零時5分
	3 場 所	横須賀刑務支所
	4 方 法	[REDACTED]
	5 經 緯	1
		[REDACTED]

事
故
の
状
況

		当所の	の定員は	居室は	
		2			
		3			
		4			
		5			

6 同日午前11時45分頃、[REDACTED]勤務者の看守部長[REDACTED]（以下「[REDACTED]看守部長」という。）が[REDACTED]を視察したところ、

[REDACTED]看守部長は、[REDACTED]その場を離れた。

7 同日午後零時5分頃、副看守長[REDACTED]及び主任看守[REDACTED]が昼食の配食を行うため、[REDACTED]に赴いたところ、事故者が同室内の[REDACTED]でい首し、[REDACTED]のを現認したことから、直ちに非常ベル通報を行った。

8 非常ベル通報により吉野看守長、看守部長[REDACTED]（以下「[REDACTED]看守部長」という。）、看守[REDACTED]（以下「[REDACTED]看守」という。）他数名が同室に急行したところ、

[REDACTED]のを認めたため、直ちに同室を開扉し、吉野看守長が右腋下に手を入れ、[REDACTED]部長が事故者の左腋下に手を入れ持ち上げた状態にして、吉野看守長が[REDACTED]畳に仰向けにさせた後、事故者の首から[REDACTED]。

吉野看守長は、事故者の意識を確認するため問い合わせたものの、事故者から応答はなかったことから、

事 故 の 状 況	吉野看守長は [REDACTED] 看守に A E D の使用を指示し, [REDACTED] 看守部長と [REDACTED] 看守は, 事故者の胸部に A E D の電極パッドを装着して始動させるとともに, 心臓マッサージ及びアンビューよによる人工呼吸などの心肺蘇生術を開始したもの, 自発呼吸等が認められなかつたことから, 吉野看守長は, 救急車の要請を指示した。
	9 同日午後零時 15 分, 消防レスキュー隊員(3名)が到着して, 救急救命措置を開始した。その後, 同時 29 分に救急車が到着し, 同時 41 分, 横須賀刑務支所から [REDACTED] に向け, 事故者を緊急搬送し, 同時 58 分, 同病院に到着した。
	10 同日午後 1 時 15 分, 同病院の医師から戒護の職員を介して, [REDACTED] があつたことから, 同時 20 分頃, [REDACTED] の連絡を行つた。
	11 同日午後 1 時 28 分, 横浜地方検察庁に [REDACTED] に関する通報を行つた。
事 故 者	12 同日午後 1 時 30 分, [REDACTED] 医師が死亡を確認した。
	6 使用器具
	7 逮捕制圧等の状況
	8 事故による犯罪
事 故 者	9 そ の 他
	1 事故者の種別
	2 身 分
	3 氏 名
事 故 者	4 生 年 月 日
	5 罪名又は事件名
	6 刑名・刑期
	7 刑の起算日又は入所日
事 故 者	8 刑の終了日
	9 犯 数
	10 制限区分及び優遇区分
	該当なし

事 故 者	11 所内における行状	
	12 本籍	
	13 住 所	
	14 特殊被収容者報告の有無	
	15 そ の 他	
	1 配置及び勤務状況	1 配置及び勤務状況 当日の勤務配置は、監督当直者 1 名、夜勤職員 [REDACTED]、日勤職員 [REDACTED] 及び事務当直者 1 名の計 [REDACTED] であり、当日、事故者を収容していた [REDACTED] [REDACTED] の被収容者を収容していた。
	2 監 督 方 法	2 当日の監督当直者は上席統括矯正処遇官（第三統括）の看守長吉野俊治、夜勤担当班は [REDACTED] であり、夜勤監督者は [REDACTED]、勤務者は看守部長 [REDACTED] である。
	3 職責処理の状況	3 [REDACTED]、上記経緯のとおり、最終生存確認時刻において、看守部長が視察した際、[REDACTED] [REDACTED]、事故者の最終生存確認から発見まで 20 分経過していたものの、当日の昼食配食時間帯と重なったことなどを踏まえると、現時点において、関係職員を職責に付すべき要因は認められない。

事 態 収 拾 の 措 置	1 職員の非常招集	支所長、次長、千葉首席、統括矯正処遇官等、自宅待機班の職員及び宿舎居住者を招集した。
	2 非常配置箇所件数、時間及び人員	非常登庁職員 19名
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	該当なし
	4 警察官署への依頼	1 同日午後 1 時 39 分、横浜地方検察庁に死亡に関する通報を行った。 2 同日午後 1 時 45 分、横須賀警察署に死亡に関する通報を行い、同 2 時に浦賀警察署に同様の通報を行った。 3 [REDACTED]
	5 事故の発生時刻	4 同日午後 3 時 8 分、横浜地方裁判所書記官に事故者の死亡を通報した。 5 同日午後 5 時から同時 20 分までの間、横須賀刑務支所 [REDACTED]において、横浜地方検察官及び神奈川県警察本部員らによる実況見分が実施された。 6 同日午後 6 時 5 分から同時 55 分までの間、[REDACTED]において、横浜地方検察庁検察官及び神奈川県警察本部員らによる司法検視及び支所長による行政検視が行われ、検察官から [REDACTED]との説明があった。
事故の原因・動機	1 事故者の動機 2 施設側の欠陥	前記経緯のとおり [REDACTED]

事故者に対する措置	1 懲罰	該当なし
	2 事件送致	該当なし
改善事項	1 改善した事項	今般の自殺企図事案及び平成23年12月16日付け東京矯正管区保安課長事務連絡「自殺事故防止のための警戒の強化について」を踏まえ、平成24年1月11日、あらためて細心の注意を払って被収容者の動静視察を行い、特に要注意等に指定されている被収容者については、ささいな言辞や行動にも留意し、上司への報告や勤務者間の引継ぎを行うことを徹底する職員研修を実施した。
	2 改善すべき事項	前記施設側の欠陥のとおり、横須賀刑務支所として改修することとしている。
その他参考事項	1 遺書等の摘発	
	2 死体検案書	の説明があったことから、
	3 遺体の交付	死体検案書の作成を行った。
	4 遺族感情	1 2